

そ の 他

議案第 9 号

財産を無償で譲渡すること（一般県道大山佐摩線旧道路用地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 11 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	西伯郡大山町豊房字上河原 2 3 7 2 番 7 ほか 1 筆	9 7 0 平方メートル

2 相 手 方

大 山 町

3 理 由

バイパス整備により旧県道となった一般県道大山佐摩線旧道路用地を大山町が農道として管理するため、同町に無償で譲渡しようとするものである。

議案第 10 号

財産の取得（鳥取空港除雪車）について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 11 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財 産 の 内 容

種 類	品 名	数 量
動 産	空港用大型高速スノーパー除雪車	1 台

2 相 手 方

東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地

第一実業株式会社 代表取締役 船 渡 雄 司

3 取得予定価格

122,100,000 円

4 取 得 の 目 的

鳥取空港の除雪の用に供するため、除雪車を更新するものである。

議案第 1 1 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する消防防災ヘリコプターの活動中の事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

- A 米子市 個人
- B 米子市 個人
- C 米子市 個人
- D 米子市 個人
- E 米子市 個人
- F 米子市 個人
- G 米子市 個人
- H 米子市 個人
- I 米子市 個人
- J 倉吉市 個人
- K 日野郡日南町 個人
- L 島根県安来市 個人

M 米子市 個人

N 倉吉市 個人

O 境港市 個人

P 東伯郡琴浦町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金198,055円をAに、117,205円をBに、231,583円をCに、208,406円をDに、133,320円をEに、153,252円をFに、149,842円をGに、141,405円をHに、339,355円をIに、155,530円をJに、256,916円をKに、273,240円をLにそれぞれ支払うものとする。また、M、N、O及びPは、損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わないものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和6年10月31日

(2) 事故発生場所

米子市流通町1350番地

鳥取県消防学校敷地内

(3) 事故の状況

本県からの応援要請に基づき出動した鳥根県所有の消防防災ヘリコプターが、水難救助事案の活動中、本県が設置した表示に従い飛行場外離着陸場に離着陸した際、回転翼によって生じた風により小石等が舞い上がり、隣接の駐車場に和解の相手方がそれぞれ駐車していた普通乗用自動車3台、小型乗用自動車4台、軽乗用自動車8台及び軽貨物自動車1台に衝突し、それぞれの車両が破損したものである。

議案第 1 2 号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立東郷湖羽合臨 海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区））について

次のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）
- 2 指 定 管 理 者 八頭郡若桜町大字畚米 6 3 5 番地 1 3
中一&スマイルカンパニー株式会社
代表取締役 都 築 法 明
- 3 指 定 の 期 間 令和 7 年 1 1 月 1 日から令和 2 7 年 3 月 3 1 日まで
- 4 理 由 東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、中一&スマイルカンパニー株式会社を指定管理者として指定しようとするものである。

議案第 13 号

令和 6 年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 11 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第 1 4 号

令和 6 年度鳥取県営企業決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度鳥取県営企業決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第 15 号

令和 6 年度鳥取県営病院事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度鳥取県営病院事業決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 11 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第 16 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

令和 7 年 9 月 11 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、損害賠償請求事件に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をする。

令和7年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償請求事件に係る訴えの提起について

損害賠償請求事件について、次のとおり訴えを提起する。

1 相手方

岡山市 個人

2 訴えの趣旨

令和5年（ワ）第370号損害賠償請求事件につき、令和7年7月18日言渡しのあった岡山地方裁判所の判決を不服として控訴するものである。

この冊子は100部作成し、1部当たりの印刷単価は1,210円です。